地球温暖化対策に係るビール製造業の自主行動計画について

１．自主行動計画のフォローアップの背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）抜粋

（京都議定書目標達成計画）
第八条　政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。
２ ～４ （略）

京都議定書目標達成計画（平成 17 年４月 28 日閣議決定）抜粋

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、（中略）産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、（中略）その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、引き続き関係審議会等において定期的にフォローアップを行う。

○ 自主行動計画

- 地球温暖化の防止に取り組むため、各産業の業界団体が、自主的に二酸化炭素の排出量削減等の数値目標を設定し、この目標を達成するために必要な具体的な対策（省エネ設備の導入、運転管理の高度化、燃料転換等）を定めたもの。
- 日本経済団体連合会では、業界団体の自主行動計画を取りまとめた「経団連環境自主行動計画」を平成９年に策定・公表。
- 平成 19 年 11 月現在、ビール酒造組合など 61 団体・企業が参加。

２．京都議定書目標達成計画の見直しに向けた対策・施策の強化

京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針
（平成 19 年 10 月２日地球温暖化対策推進本部決定）抜粋

１．排出量の状況と既存対策の評価

2005 年度の我が国の温室効果ガス排出量は 13 億 6,000 万 t-CO_2となっており、基準年度の総排出量を 7.8%上回っている（図１）。

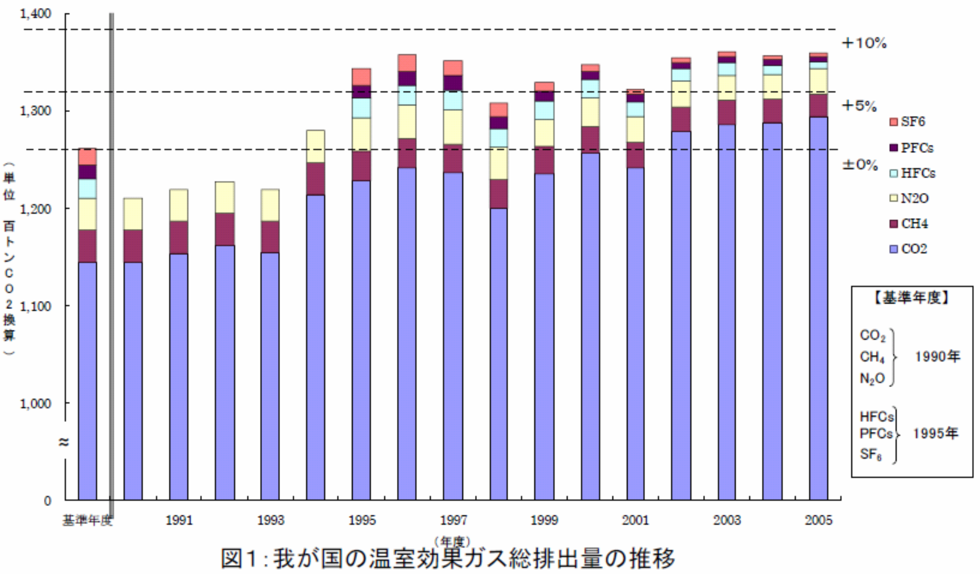

図１：我が国の温室効果ガス総排出量の推移

２． 排出量の見通しと不足削減量

（略）

３． 今後の検討項目

今回の検討は、約定期間の開始前の最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、本年５月 29 日の地球温暖化対策推進本部における進捗状況点検の結果を十分に踏まえ、かつ、現行目標達成計画策定時以降の約定期間におけるマクロ経済情勢の変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、６％削減約束の達成に確実を期す必要がある。（略）

（自主行動計画の推進）

・未策定業種の計画策定

対象業種：ぱちんこ、ゲームセンター、信用組合、信用金庫、証券、学校、病院、情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店、大規模展示場、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞

・数値目標の設定

対象業種：生保、通信、放送、外食、倉庫、バス、タクシー、港運、舟艇

・政府による厳格なフォローアップの実施

対象業種：銀行、生保、損保、ビール酒造、たばこ製造、製薬、生協、ＬＰガス、商社

・目標引き上げ

対象業種：食品製造、化学、石油、セメント、トラック、住宅生産

京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告

（平成 20 年 2 月 8 日公表　中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 ） 抜粋

設定された目標の水準を現時点において超過している以下のような業種については、今後、現時点での実績水準以上の目標への引き上げを行うよう促す。特にエネルギー消費原単位等を目標とする業種は、省エネ法における、工場・事業所のエネルギー原単位を中長期的にみて年平均で１％以上改善する目標との関係も考慮し、現時点での実績以上の目標引き上げを行うよう働きかける。

［目標水準を現時点で超過している業種］　※は原単位目標の業種

たばこ製造、ビール酒造（財務省）、精糖、即席食品※（農林水産省）石油※、ガス、特定規模電気事業者※、自動車、鉱業※、石灰製造、アルミニウム※、板硝子、衛生設備機器、石灰石鉱業※、染色、ガラスびん、建設機械※、スーパー※、コンビニ※、百貨店※、ＤＩＹ※、チェーンドラッグ※（経済産業省）、鉄道車輌※、ホテル、自動車整備、タクシー（国土交通省）、産業廃棄物処理（環境省）

京都議定書目標達成計画（改定案）

（平成 20 年 2 月 29 日　地球温暖化対策推進本部了承）

３．今後のスケジュール

平成 20 年 3 月末　　新・京都議定書目標達成計画閣議決定

平成 20～24 年度　　京都議定書第１約束期間